

## 准学校心理士資格認定要項

### 1) 「准学校心理士」とする

「准学校心理士」は「学校心理士」になるための専門的実務経験等が不足するものである。

### 2) 基礎資格

#### Aタイプ：

1 条校（学校教育法）の教員免許または保育士資格を有するもの（取得見込みを含む）を対象に准学校心理士の資格を認定する。

#### Bタイプ

文部科学省及び厚生労働省が確認する公認心理師資格カリキュラム対応大学学部\*を卒業するもの（見込みを含む）を対象に准学校心理士の資格を認定する。

### 3) 資格取得要件等

①申請時に、大学・短大・保育等専門学校等に在学しており、申請年度に卒業・修了を予定している（科目等履修生や卒業見込みでない学生の申請は認めない。また、既に卒業している学生の申請も認めない）。  
但し、9月などの卒業・修了等の場合は、前年度の申請も受け付ける。

②Aタイプ（学校教員・保育士類型）：  
在学時に機構が認定する「教育心理学」「発達心理学」「教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）」「特別支援教育（障害児保育等の関連科目）」の内、3科目6単位以上を取得し、機構の書類審査に合格したものに准学校心理士の資格を認定する。

Bタイプ（相談支援機関専門職類型）：  
文部科学省及び厚生労働省が公認心理師資格対応と確認している「教育・学校心理学」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「福祉心理学」「心理学的アセスメント」「心理学的支援法」の6科目12単位を取得し、機構の書類審査に合格したものに准学校心理士の資格を認定する。

③Aタイプ（学校教員・保育士類型）：  
機構が認定する教育心理学及び発達心理学、教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目も含む）、特別支援教育（障害児保育等の関連科目）の授業とは、当該の大学、短大、保育等専門学校からシラバス等を送付していただき、科目該当審査申請をし、学校心理士認定授業科目を基準に適合判定を受けたものをいう。

Bタイプ（相談支援機関専門職類型）：  
「教育・学校心理学」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「福祉心理学」「心理学的アセスメント」「心理学的支援法」の授業科目が、文部科学省及び厚生労働省が公認心理師資格対応と確認している旨の証明があるものをいう。

④資格審査は、「准学校心理士資格認定委員会」が行う。

#### 4) 学校心理士受験資格付与

准学校心理士の資格を有するものが以下の条件を満たすときには学校心理士受験資格を与える。学校心理士資格認定申請（「准→士」類型）は、准学校心理士資格取得から3年～6年の間とする。

※資格有効期限3年、受験資格は取得から6年まで（例えば、2022年4月1日准学校心理士資格取得の場合：3年後の2025年3月31日資格消滅、ただし研修は2027年度まで受講可としてポイントの取得ができ、2025年度（「見込」申請\*をする場合は2024年度）から2027年度までの学校心理士資格認定申請ができる）。

##### ① Aタイプ：

1条校（学校教育法）または幼稚園・保育所等の保育施設で3年間専門的な実務経験を有すること（\*申請年度3月末に3年となるものは実務経験年数について、「見込」申請可）。

##### Bタイプ：

1条校（学校教育法）または幼稚園・保育所等の保育施設、教育委員会、教育研究所・教育センター、教育相談所、あるいは児童相談所・児童センター・保健センターなどの専門機関で職員・相談員・支援員などで実務経験年数を有すること（\*申請年度3月末に3年となるものは実務経験年数について、「見込」申請可）。

#### \*学校心理学に関する専門的実務経験の年数に関して

常勤・非常勤を問わず、週3日以上勤務し、1年間専門的実務経験を行った場合に、1年間の専門的実務経験とみなします。また、週2日以下の勤務の場合には、2年間の専門的実務経験をもって1年間の専門的実務経験とみなします。この年数の算出にあたっては、半日勤務（実働4時間以上）の場合にも、一日の勤務とみなします。

②学校心理士として機構や士会（支部研修も含む）の研修会に出席し、4年制大学卒業者はAを1ポイントを含む5ポイント以上を、保育等専門学校や短大の卒業にあつてはAを1ポイントを含む10ポイント以上を取得すること。

注）詳しくは学校心理士の「研修会」を参照。

#### 5) 資格有効期間と更新について

准学校心理士の資格有効期間は3年とする。ただし、1回に限り更新ができる。また、資格有効期間を経過して3年間については、日本学校心理士会や一般社団法人 学校心理士認定運営機構等の主催する研修会に参加することができ、そこで得られたポイントは累積加算できる。

注1) 9月卒業の場合：資格取得日は卒業年の翌年度の4月1日とする。

注2) 更新しない場合は、3年間有効、取得6年目まで学校心理士の申請が可能。

更新した場合は、最初の取得(卒業)から6年間有効、最初の取得(卒業)から9年目まで学校心理士の申請が可能。

#### 6) 諸経費

##### ① 資格取得

申請者一人あたり、毎年度7～8月の申請に伴う審査事務手数料3,000円。審査合格後に登録事務手数料3,000円+年会費3年分(3,000円×3年=9,000円)の計12,000円。いずれも、加盟校担当者が本機構に申請者数分を一括して払い込む。振込手数料は加盟校において負担する。

※初年度経費：一人あたり15,000円(審査3,000円+登録・会費12,000円)

[申請者個人が負担するもの]

注) 短大・大学等の加盟校申請ならびに登録料に関する費用負担は不要。

## ②資格更新(1回に限る)

申請者個人が、自身の准学校心理士資格の有効期限(取得した3年目)の年度1～2月頃に更新申請をおこない、確認後に年会費3年分(3,000円×3年)の計9,000円。申請者個人が本機構に払い込む。振込手数料は申請者個人が負担する。

※更新申請年度経費：一人あたり9,000円(会費9,000円)

[申請者個人が負担するもの]

## 7) 公告等

日本学校心理士会年次大会の連絡協議会などで公告する。

保育等専門学校・短大や大学等に案内書・ポスターを送付し、学校からの要請に応じて説明を行う。

2018年度(Bタイプは2020年度)から資格認定事業開始。加盟校登録のためのシラバス審査を実施。

## 8) 経過措置

①2018年度から本事業が始まり、2019年3月に最初の准学校心理士が誕生した。また、Bタイプの申請を新たに2020年度から開始した。新たに加加盟校申請をおこなう大学・短大等に対して、経過的に以下の特例を設けた。基本的には加盟校申請を行う年度に開講する授業科目のシラバスの科目適合審査のみ行うが、しばらくの間、加盟校申請を行う年度よりも以前に開設・開講された授業科目(過去3年以内の科目)についても、さかのぼり適合審査を行う。この場合、加盟校申請を行う年度に開講する授業科目とほぼ同一内容であることが望ましい。

②既に1条校(学校教育法)の教員免許または保育士資格を有するもので、科目等履修で上記3)の①を満たしたものは准学校心理士の資格を認定する。

③上記4)の①のうち「保育所(園)等の保育施設」とは、全国保育士養成協議会が「筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度について」で定めている対象施設とする。具体的内容は下記参照。

<http://www.hoyokyo.or.jp/exam/qa/exemption.html>

## 9) その他

①資格審査に合格した者には、IDカードや認定証の作成などのために、写真の提出、氏名や住所等の確認を加盟校を通して行う。

②IDカードや認定証は、加盟校を通して申請者に交付する。但し、事情により卒業・修了が延期・中止された場合は、加盟校の責任によって、速やかに本機構事務局に通知し、なおかつIDカードや認定証を返却する(この場合は年会費のみ

を返却する)。

- ③准学校心理士の名簿(氏名・ID・メールアドレス・住所・電話番号など)は、学校心理士認定運営機構の「准学校心理士」名簿に登録し厳重に管理される。個人情報  
が本資格の目的以外に使用されることはない。研修会等の案内を送付するために、  
学校心理士会(各支部など)と共有される。

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-32-1 BLISS 本郷ビル 3F

<http://gakkoushinrishi.jp/>

准学校心理士連絡先・問合せ先

電話番号：03-3818-1554 変更になりました。

メールアドレス：[jungs@gakkoushinrishi.jp](mailto:jungs@gakkoushinrishi.jp)

※なるべくメールにてお問い合わせください。

大学等の担当者からのお問い合わせに限ります。